

新型コロナウイルス感染拡大による営業時間短縮等による  
国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」受給者へ

# 「営業時間短縮等影響事業者支援金」 を上乗せして支給します

佐野市では、緊急事態宣言による飲食店への営業時間短縮要請や不要不急の外出自粛による影響を受けた市内事業者を支援するため、国が実施する「一時支援金」に上乗せする形で、定額の支援金を支給する「佐野市営業時間短縮等影響事業者支援金」を次のとおり創設しました。

## 【支援内容】

1 名称	佐野市新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮等影響事業者支援金
2 支給金額	下記の区分に応じ、事業者単位で支援金を支給します。 ○ 個人事業者 上限額 5万円 ○ 法人事業者 上限額10万円
3 対象事業者	国が実施する「一時支援金」の対象者で次に該当する事業者です。 ○ 佐野市内に事業所等を有する個人事業者 ○ 佐野市内に主たる事業所等を置く法人 ※商業登記簿等で支店登記等があることを確認させていただきます。 【参考：国の一時支援金受給要件】 ①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること ② 2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少 ※緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること
5 支給要件	① 国が給付する一時支援金の「給付通知」を受けた事業者であること。 ② 全ての市税に滞納がないこと。
6 申請期限等	原則、一時支援金の「給付通知」を受けた日から6月以内

※詳細な条件・内容等は、下記の佐野市ホームページでご確認ください。

<https://www.city.sano.lg.jp/soshikiichiran/sangyou/sangyoritsushisuishinka/oshirase/>

【お問合せ】 佐野市産業文化部（産業立市推進課） TEL：0283-20-3040

別記様式第1号（第5条関係）

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮等影響事業者支援金  
支給申請書

年 月 日

佐野市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

㊞

電話

次のとおり新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮等影響事業者支援金の支給を受けたいので申請します。

事業所等の所在地・屋号				
一時金の給付決定額		円		
支給申請額		円		
振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・労働金庫		
	店名等	本店・支店・出張所		
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			
添付書類		(1) 一時金の給付額の決定を受けたことが分かる書類の写し		

(同意事項)

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮等影響事業者支援金の支給に係る審査のために必要がある場合は、私(当社)の市税に関する徴収金の納付状況を調査することに同意します。

同意者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

㊞

# 営業時間短縮等影響事業者支援金申請に関するチェックシート

※ 対象となる事業所は、緊急事態宣言の影響を受け売上が前年比50%以上減少し、国が実施する「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の給付を受けた事業者です。一時支援金の給付を受けた後に、下記の確認事項をチェックし、申請書とともにこのシートを提出してください。

事業者名	□個人 □法人	
住所	事業内容：	

チェック

## I 準備する書類（必要書類）について

① 新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮等影響事業者支援金支給申請書 ※ 申請できるのは「事業者単位」。事業者単位で申請書を用意しているか。	
② 一時支援金の給付額の決定を受けたことが分かる書類の写し ※ 国の一時支援金の申請受付が完了し、支援金の支給決定後に国から郵送されてきた「決定通知」（ハガキ）の全面をコピーしているか。	
③ 支援金の振込先を確認できる通帳等の写し ※ 振込先の金融機関、支店名、口座番号、名義人のカナ表示を確認することができるもの。法人の場合は、法人名義の通帳等の写しがあるか。	
④ 事業所所在地がわかる書類の写し（佐野市内に事業所があることを証明できるもの） ※ 事業所の所在が記された商業登記簿謄本等の写し（直近3ヶ月以内に発行されたもの）、開業届の写し、営業許可等の写しなどがあるか。	

## II 補助対象「事業者」の要件について

① 佐野市内で事業を営んでいる。（個人の場合） ※ 市外在住の個人の場合は、通常の添付書類のほか、市内に事業所を有することがわかる書類（申告書の写し、営業許可の写しなど）の提出が必要。 ※ 農業者の場合は、市内で事業を営む認定農業者である旨の証明を受けた経営体であることが必要。	
② 佐野市内に事業所等を有している。（法人の場合） ※ 市内・市外を問わず、事業所の所在がわかる直近3ヶ月以内に発行された商業登記簿謄本等の写し（店舗等は営業許可等の写し）の提出が必要。	
③ 国が給付する一時支援金の給付を決定する旨の通知を受けている。 ※ 国の実施する一時支援金の給付を受けるための申請要件（売上が前年比50%以上減少）がこの支援金の支給要件にもなります。	
④ 全ての市税に滞納がない。	

## III 補助対象「事業所」の要件について

① 佐野市内に事業の用に供する事務所、店舗、工場、倉庫等の建築物がある。 ※ 法人の場合は課税対象の事業所であること、個人の場合は自宅以外の主たる事業所であることが条件です。	
② 緊急事態宣言以前（令和3年1月15日以前）から引き続き佐野市内で事業活動を営んでいる。	
③ 今後も引き続き佐野市内で事業活動を営む予定である。	

## V その他

① 営業時間短縮等影響事業者支援金の申請をするのは今回が初めてである。（※申請できるのは、1回限りです。）	
② 申請金額に誤りはない。（※個人事業者は5万円、法人は10万円が上限です。）	
③ 支援金を受取る振込先の金融機関名や口座番号、名義人等に誤りはない。	
④ 市税の納付状況についての調査への同意欄に記入・押印漏れがない。	

上記の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者名

Ⓜ

【市役所記入欄】

受付日	R . .
受付者	